

郵便局・ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額の納入について、九州各県（沖縄県を除く）以外に所在する郵便局・ゆうちょ銀行を利用する場合は、右の「指定通知書」に利用される郵便局・ゆうちょ銀行名を記載のうえ、当初納入する際に、その郵便局・ゆうちょ銀行に提出してください。

なお、前年度利用の指定郵便局・ゆうちょ銀行は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

令和 年 月 日

_____ 郵便局長 様
ゆうちょ銀行_____店長 様

佐賀県基山町長

指 定 通 知 書

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項の規定により、
当町の町・県民税〔特別徴収税額〕の納入取扱局（店）に指定
したので通知します。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 認可番号 | 貯2業第903号 |
| 2 口座番号 | 01790-9-960108 |
| 3 加入者名 | 基山町会計管理者 |
| 4 取りまとめ局 | 福岡貯金事務センター(〒812-8794) |